**帯状疱疹の予防接種についての説明書**

**★帯状疱疹とは**

帯状疱疹は、過去に水痘にかかった時に体の中に潜伏した水痘帯状疱疹ウイルスが再活性化することにより、神経に沿って、典型的には体の左右どちらかに帯状に、時に痛みを伴う水疱が出現する病気です。

合併症の一つに皮膚の症状が治った後にも痛みが残る「帯状疱疹後神経痛」があり、日常生活に支障をきたすこともあります。

帯状疱疹は、70歳代で発症する方が最も多くなっています。

**★帯状疱疹ワクチンとは**

帯状疱疹ワクチンには、「組換えワクチン」と「生ワクチン」の２種類があり、特徴は異なっていますが、いずれのワクチンも、帯状疱疹やその合併症に対する予防効果が認められています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | | 組換えワクチン  (シングリックス) | 生ワクチン  （乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」） |
| 接種回数  （接種方法） | | ２回  （筋肉内に接種） | １回  （皮下に接種） |
| 接種  スケジュール | | ２か月以上の間隔を置いて２回接種  ※医師の判断によっては、接種間隔が１か月まで短縮。 | ― |
| 帯状疱疹  ワクチン  の効果 | 接種後  1年時点 | ９割以上の予防効果 | ６割程度の予防効果 |
| 接種後  ５年時点 | ９割程度の予防効果 | ４割程度の予防効果 |
| 接種後  10年時点 | ７割程度の予防効果 | － |

※合併症の一つである「帯状疱疹後神経痛」に対するワクチンの効果は、接種後３年時点で、組換えワクチンは９割以上、生ワクチンは６割程度と報告されています。

**★予防接種を受けることができない人**

次のいずれかに該当すると認められる場合には、予防接種を受けることができません。

１　明らかな発熱がある人 ※一般的に、体温が37.5℃以上の場合

２　重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人

３　過去に予防接種に含まれる成分によって、アナフィラキシー様症状※1を起こしたことが明らかな人 （接種前に、医師にその旨を伝えて判断を仰いでください）

４　病気や治療によって、免疫が低下している方 ※生ワクチンのみ

５　上記に掲げる人のほか、予防接種を行うことが不適当な状態であると医師に判断された人

※1アナフィラキシー様症状とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐(おうと)、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

**★予防接種を受ける前に医師と相談しなければならない人**

１　心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患等の基礎疾患を有する方

２　予防接種を受けて2日以内に発熱や全身の発しんなどのアレルギー症状があった方

３　けいれんを起こしたことがある方

４　免疫不全と診断されている方

５　近親者に先天性免疫不全症の方がいる方

６　予防接種の成分に対してアレルギーを起こすおそれのある方

７　生ワクチンを接種予定で、輸血やガンマグロブリンの注射を受けた方および大量ガンマグロブリン療法を受けた方

８　組換えワクチンを接種予定で、血小板減少症や凝固障害を有する方および抗凝固療法を実施されている方

**★接種を受けた後の注意事項**

１　ワクチンの接種後30分程度は安静にしてください。また、体調に異常を感じた場合には、速やかに医師へ連絡してください。

２　注射した部分は清潔に保つようにしてください。接種当日の入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。

３　当日の激しい運動は控えるようにしてください。

**★帯状疱疹ワクチンの副反応**

ワクチンを接種後に以下のような副反応がみられることがあります。

また、頻度は不明ですが、組換えワクチンでは、ショック、アナフィラキシーが、生ワクチンでは、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、無菌性髄膜炎がみられることがあります。

接種後に気になる症状を認めた場合は、接種した医療機関へお問い合わせください

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 主な副反応の発現割合 | 組換えワクチン | 生ワクチン |
| 70%以上 | 疼痛 | ― |
| 30%以上 | 発赤、筋肉痛、疲労 | 発赤 |
| 10%以上 | 頭痛、腫脹、悪寒、  発熱、胃腸症状 | そう痒感、熱感  腫脹、疼痛、硬結 |
| １％以上 | そう痒感、倦怠感  その他の疼痛 | 発疹、倦怠感 |

**★予防接種健康被害救済制度について**

予防接種により健康被害が生じた場合、厚生労働大臣が当該予防接種と因果関係があると認定したときは、国の予防接種健康被害救済制度の補償対象となりますので、予防接種を受けた時に住民票を登録していた市町村にご相談ください。